

山口県障害福祉サービス協議会 表彰規程

(趣 旨)

第1条 山口県障害福祉サービス協議会の会員事業所・施設の経営者、施設長及び職員等で、障害福祉サービスの増進に寄与または協力し、その功績が顕著なものに対して、山口県障害福祉サービス協議会長(以下「会長」という。)が記念品を贈り、これを表彰する。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、毎年山口県総合社会福祉大会の場において行う。

(表彰該当者の資格)

第3条 表彰に該当する者の資格は、次の条件を具備するものとする。

- (1) 現に、障害福祉サービス事業所・施設の経営者、施設長及び職員等で、当該年4月1日現在において満40歳以上で10年以上勤続し、功績顕著である者。
- (2) ただし、その在任期間が中断されている場合及び2以上の施設におよぶ場合であっても、障害福祉サービス事業所・施設相互の間はこれを通算する。
- 2 前項の規定にかかわらず、功績抜群であり、特に施設長が認めるもの。
- 3 非常勤職員の勤続年数は、次の算定方式によるものとする。

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の1ヶ月又は1週間の勤続日数}}{\text{常勤職員の1ヶ月又は1週間の勤続日数}}$$

(候補者の推薦)

第4条 各事業所・施設長は、前条の規定に該当する者について別紙様式による表彰候補者推薦書を作成し、会長に推薦するものとする。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず候補者を推薦することができる。

(表彰委員会)

第5条 表彰候補者は表彰委員会の審査により決定する。

- 2 会長が必要と認めた場合は、表彰委員会の審査により障害福祉サービス関係者に感謝状を贈ることができる。
- 3 表彰委員は、会長、副会長で構成する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。